平成２３年（フ）第３９４号
茨城県那珂市額田南郷899番地２
債務者　小田倉恵子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３９５号
茨城県ひたちなか市大字稲田997番地２
アークパレス103号
債務者　大高恵美子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４１３号
茨城県水戸市元吉田町2652番地の９　デムスハイツ106号
債務者　庄司　昭広
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４１５号
茨城県水戸市石川３丁目4148番地の１　アルブルＫ・Ｆ棟101号
債務者　山本　譲治
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４２９号
茨城県桜川市友部194番地２
債務者　中村さおり
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４３４号
茨城県ひたちなか市大字稲田981番地１　県営稲田アパート５－２－６
債務者　間船久美子（旧姓高土・石川）
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４３５号
茨城県東茨城郡茨城町大字下土師1412番地
債務者　小室あや子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４３７号
茨城県水戸市東赤塚2170番地の４
債務者　田頭　春美
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４３９号
茨城県水戸市中央１丁目８番７号
債務者　根本　　薫
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４４８号
茨城県小美玉市羽鳥2352番地1198　オレンジハウスＡ―102
債務者　池田　孝子（旧姓米村）
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４５６号
茨城県小美玉市川戸1353番地75
債務者　及川ミヤノ
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４０号
茨城県日立市十王町友部1697番地12
債務者　濁沼かおり
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第７３号
茨城県日立市川尻町６丁目46番24号
債務者　畑中　修次
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第９３号
茨城県日立市千石町３丁目17番29―101号
債務者　深澤　恒美
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第２１０号
茨城県かすみがうら市宍倉6207番地９
債務者　加納　朝子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２４０号
茨城県つくば市城山23番地５
債務者　遠藤　佑輔
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２５０号
茨城県土浦市宍塚1935番地　特別養護老人ホーム滝の園、住民票上の住所茨城県土浦市真鍋５丁目４番８号　石引ハイツ101号室
債務者　髙田　春乃
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係